

生体部分肺移植ガイドライン

I. レシピエント適応基準

1. 肺・心肺移植関連学会協議会の定める脳死肺移植の適応を満たすこと
2. 原因疾患と全身状態を鑑みて脳死肺移植を受けられる可能性がほとんどないと判断されること

適応疾患：

肺動脈性肺高血圧症、肺静脈狭窄症、肺毛細血管腫症、特発性間質性肺炎、肺気腫、気管支拡張症、肺サルコイドーシス、肺リンパ脈管筋腫症、アイゼンメンジャー症候群、その他の間質性肺炎、閉塞性細気管支炎、じん肺、肺好酸球性肉芽腫症、びまん性汎細気管支炎、慢性血栓塞栓性肺高血圧症、多発性肺動静脈瘻、 $\alpha 1$ アンチトリプシン欠損型肺気腫、嚢胞性線維症、肺嚢胞症、慢性過敏性肺臓炎、その他肺・心肺移植関連学会協議会で承認する進行性肺疾患

II. ドナー適応基準

1. 「日本移植学会倫理指針」で定める範囲内の親族
 2. 「日本移植学会倫理指針」で定める範囲の年齢であること
 3. ABO 式血液型は一致及び適合を原則とすること*
 4. 肺機能が正常であること
 5. 全身性の活動性感染症がないことを原則とする
 6. 悪性腫瘍がないこと（治癒したと考えられるものは支障ない）
 7. 提供手術に関連する死亡率を増すような合併症がないこと
- *やむを得ず不適合となる場合には、潜在的な危険と利益についての十分な情報提供の元に同意を得ること

III. 生体肺移植の移植実施施設基準

1. 脳死肺移植の実施施設であること
2. 施設内の倫理委員会で生体肺移植実施の承認を受けていること
3. 厚生労働省「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）、世界保健機関「ヒト臓器移植に関する指針」、国際移植学会倫理指針、日本移植学会倫理指針、日本移植学会「生体肺移植ガイドライン」を遵守していること

令和5年1月14日の理事会で承認